

労働・助成金情報 特急便

第 105 号 (2021 年 9 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

2021年7月14日に中央最低賃金審議会の小委員会が、2021年度の最低賃金を全国平均で28円を目安に引き上げ、時給930円とすると決めました。(現在の全国平均は時給902円)

引き上げ幅は過去最大で、全都道府県で時給が800円を超えることになります。

今現在、福岡の最低賃金は「842円」ですが、令和3年10月1日から「870円」になる予定です。

最低賃金改定前に、従業員の時給についてご確認ください。

【九州地域の最低賃金】

福岡	870円	佐賀	821円	熊本	821円
大分	822円	長崎	821円	宮崎	821円
沖縄	820円	鹿児島	821円		

<月給者の場合の時給換算計算方法>

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含めません。

$$\text{月給額 (基本給 + 諸手当)} \div \text{1か月平均所定労働時間数} = \text{時間給}$$

今回の最低賃金の大幅な賃金引き上げに、中小企業が今後も継続して事業を行い、雇用の維持、雇用の確保ができるよう「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」などの各種支援策が拡充・強化されると思われます。

今回は、最低賃金の引き上げによって利用できる助成金を紹介します。

雇用調整助成金

最低賃金を引き上げた中小企業に対して、休業規模要件が緩和されます。

<概要>

業況特例または地域特例の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給する。

※業況特例・・・売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している企業

※地域特例・・・緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置対象地域において、都道府県知事等の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する企業

<対象条件>

- 令和3年10月から3か月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業であること。ただし、令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。
- 事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。(地域別最低賃金との差が30円未満であること)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例の雇用調整助成金については、令和3年11月まで延長となる予定です。

業務改善助成金

賃金引き上げと、生産性向上にかかる設備投資などを行う予定がある中小企業におすすめです。

令和4年3月31日までの事業完了になります。

<概要>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、機械設備、コンサルティング導入、人材育成、教育訓練などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

導入例：クリーニング業 業務用乾燥機の導入

建物清掃業 業務用吸水掃除機の導入・業務改善コンサルティング

<対象条件>

- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 事業場規模100人以下

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設)45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ・賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
- ・生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。